

(1) 民生用国際宇宙基地のための協力に関するカナダ政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、
日本国政府、ロシア連邦政府 及びアメリカ合衆国政府の間の協定
(国際宇宙基地協力協定)

国会承認 1998年4月24日
日本の批准書等の寄託 1998年11月17日

目次

前文

- 第1条 目的及び範囲
- 第2条 国際的な権利及び義務
- 第3条 定義
- 第4条 協力機関
- 第5条 登録、管轄権及び管理の権限
- 第6条 要素及び装置の所有権
- 第7条 運営
- 第8条 詳細設計及び開発
- 第9条 利用
- 第10条 運用
- 第11条 搭乗員
- 第12条 輸送
- 第13条 通信
- 第14条 発展
- 第15条 資金
- 第16条 責任に関する相互放棄
- 第17条 責任条約
- 第18条 関税及び出入国
- 第19条 データ及び物品の交換
- 第20条 移動中のデータ及び物品の取扱い
- 第21条 知的所有権
- 第22条 刑事裁判権
- 第23条 協議
- 第24条 宇宙基地協力の検討
- 第25条 効力発生
- 第26条 特定の締約国の間において生ずる効果
- 第27条 改正
- 第28条 脱退
- 附属書 参加主体が提供する宇宙基地の要素

カナダ政府(以下「カナダ」ともいう。)、 欧州宇宙機関の加盟国の政府であるベルギー王国、デンマーク王国、フランス共和国、ドイツ連邦共和国、イタリア共和国、オランダ王国、ノールウェー王国、スペイン王国、スウェーデン王国、スイス連邦及びグレート・ブリテン及び北部アイルランド連合王国の政府(以下「欧州諸国政府」又は「欧州参加主体」と総称する。)、

日本国政府(以下「日本国」ともいう。)、

ロシア連邦政府(以下「ロシア」ともいう。)並びに

アメリカ合衆国政府(以下「合衆国政府」又は「合衆国」という。)は、

1984年1月に、合衆国大統領が、航空宇宙局(NASA)に対して常時有人の宇宙基地を開発し及び軌道に乗せるよう指示するとともに合衆国の友好国及び同盟国に対して同基地の開発及び利用に参加し、当該開発及び利用の利益を共有するよう招請したことを想起し、

1985年3月のケベックにおける合衆国大統領との首脳会談においてカナダ首相が前記の招請を受諾したこと及び1986年3月のワシントンにおける首脳会談において両首脳が協力についての関心を相互に確認したことを想起し、

1985年1月31日及び1995年10月20日に欧州宇宙機関(ESA)の閣僚理事会の会合において採択された関連の決議の規定を想起し、並びにESAの枠組みの範囲内で、かつ、ESAを設立する条約第2条に定める ESAの目的に従って、コロンバス計画により及び国際宇宙基地開発計画への欧州の参加により民生用国際宇宙基地の要素の開発が実施されてきたこと及び実施されていくであろうことを想起し、

1984年及び1985年における NASA長官の日本国訪問において明らかにされた日本国の宇宙基地計画についての関心及び第一次材料実験を通じての日本国による合衆国の宇宙計画への参加を想起し、

ESA及びカナダが、欧州による最初の有人宇宙実験室(スペースラブ)の開発及びカナダによる遠隔マニピュレーター・システムの開発を通じて合衆国宇宙輸送システムに参加してきたことを想起し、

1988年9月29日にワシントンで作成された常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定(以下「1988年協定」という。)により並びにNASAとカナダ科学技術省(MOSST)との間、NASAとESAとの間及びNASAと日本国政府との間の関連の了解覚書により構築された協力関係を想起し、

1988年協定が合衆国と日本国との間で1992年1月30日に効力を生じたことを認識し、

NASA、ESA、日本国政府及びMOSSTが1988年協定及び関連の了解覚書に従って宇宙基地計画における協力関係を実現するために協力活動を実施してきたことを想起し、並びにカナダ宇宙庁(CSA)が1989年3月1日に設立されるに当たりMOSSTからカナダの宇宙基地計画を実施する責任を引き継いだことを認識し、

有人かつ長期間の宇宙飛行の分野におけるロシア連邦の独特の経験及び実績(ロシアのミール宇宙基地の成功裡の長期間の運用を含む。)にかんがみ、宇宙基地計画における協力関係へのロシアの参加により、宇宙基地の能力が著しく向上し、これがすべての参加主体の利益となることを確信し、

1993年12月6日にカナダ政府、欧州諸国政府、日本国政府及び合衆国政府が、ロシア連邦政府に対し、宇宙基地に関する取極によって確立された枠組みにおいて宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用の参加主体となるよう招請したこと並びに1993年12月17日にロシア連邦政府がその招請に対して積極的に回答したことを想起し、

国際宇宙基地の建設の準備を目的として有人宇宙飛行に係る重要な活動(ロシアと合衆国との間のミール・シャトル計画を含む。)における協力を促進するためのロシア連邦政府首相と合衆国副大統領との間の取決めを想起し、

1967年10月10日に効力を生じた月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約(以下「宇宙条約」という。)を想起し、

1968年12月3日に効力を生じた宇宙飛行士の救助及び返還並びに宇宙空間に打ち上げられた物体の返還に関する協定(以下「救助協定」という。)を想起し、

1972年9月1日に効力を生じた宇宙物体により引き起こされる損害についての国際的責任に関する条約(以下「責任条約」という。)を想起し、

1976年9月15日に効力を生じた宇宙空間に打ち上げられた物体の登録に関する条約(以下「登録条約」という。)を想起し、

民生用国際宇宙基地に関して共同して活動することにより、長期間の相互に有益な関係の確立を通ずる協力が更に拡大され並びに宇宙空間の探査及び平和的利用における協力が更に促進されることを確信し、

この協定の政府間交渉に関連してNASAとCSAとの間、NASAとESAとの間、NASAと日本国政府との間及びNASAとロシア宇宙庁(RSA)との間の了解覚書(以下「了解覚書」という。)が準備されたこと並びにこれらの了解覚書にこの協定の実施に関する詳細が規定されていることを認識し、

前記に照らして、カナダ政府、欧州諸国政府、日本国政府、ロシア連邦政府及び合衆国政府の間で宇宙基地の設計、開発、運用及び利用のための枠組みを確立することが望ましいことを認識して、

次のとおり協定した。

第1条 目的及び範囲

1 この協定は、国際法に従って平和的目的のために常時有人の民生用国際宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用を行うことに関する参加主体間の長期的な国際協力の枠組みを、真の協力関係を基礎として、確立することを目的とする。この民生用国際宇宙基地は、宇宙空間の科学的、技術的及び商業的利用を促進する。この協定は、この協力関係の性格(この国際協力における参加主体の権利及び義務を含む。)及び民生用国際宇宙基地の計画について規定する。この協定は、更に、この協定の目的が実現されることを確保するための仕組み及び措置について定める。

2 参加主体は、全体的な運営及び調整に関する合衆国の指導的役割の下に、統合された国際宇宙基地を建設するための活動に参加する。合衆国及びロシアは、有人宇宙飛行における広範な経験を活用して、国際宇宙基地の基礎となる要素を実現する。欧州参加主体及び日本国は、宇宙基地の能力を著しく向上させる要素を実現する。カナダの貢献は、宇宙基地の不可欠な一部を成す。国際宇宙基地を形成するために参加主体が提供する要素は、この協定の附属書に掲げる。

3 常時有人の民生用国際宇宙基地(以下「宇宙基地」という。)は、低軌道上の多目的施設であり、すべての参加主体によって提供される飛行要素及び宇宙基地専用の地上要素から成る。各参加主体は、宇宙基地の飛行要素を提供することにより、この協定、了解覚書及び実施取決めに従い、宇宙基地を利用する一定の権利を取得し、及び宇宙基地の運営に参加する。

4 宇宙基地は、発展性を有する。第14条に定めるところに従い、発展に関する参加国の権利及び義務は、特別の規定に服する。

第2条 国際的な権利及び義務

1 宇宙基地は、国際法(宇宙条約、救助協定、責任条約及び登録条約を含む。)に従って開発し、運用し、及び利用する。

2 この協定のいかなる規定も、次のことを意味するものと解してはならない。

(a) 第16条に別段の定めがある場合を除くほか、第1項の条約(又は協定に定める参加国の権利又は義務(他の参加国に対するものであるか参加国でない国に対するものであるかを問わない。))を修正すること。

(b) 宇宙基地と関係のない活動において宇宙空間の探査又は利用を行う場合(一国のみが行う場合であるか他の国と協力して行う場合であるかを問わない。)の参加国の権利又は義務に影響を及ぼすこと。

(c) 宇宙空間又は宇宙空間のいずれかの部分に対する国家による取得の主張を行うための基礎を成すこと。

第3条 定義

この協定の適用上、

- (a) 「この協定」とは、この協定(附属書を含む。)をいう。
- (b) 「参加主体」(又は、適当な場合には、「各参加主体」)とは、カナダ政府、この協定の前文に掲げる欧州諸国政府及び第25条第3項の規定に従ってこの協定に加入することのある欧州のその他の政府であって一の参加主体として集団的に行動するもの、日本国政府、ロシア連邦政府並びに合衆国政府をいう。
- (c) 「参加国」とは、第25条の規定に従ってこの協定が効力を生じた締約国をいう。

第4条 協力機関

- 1 参加主体は、カナダ政府についてはカナダ宇宙庁(以下「CSA」という。)を、欧州諸国政府については欧州宇宙機関(以下「ESA」という。)を、ロシアについてはロシア宇宙庁(以下「RSA」という。)を、また、合衆国政府については航空宇宙局(以下「NASA」という。)を、宇宙基地協力の実施について責任を有する協力機関とすることに合意する。宇宙基地協力の実施のための日本国政府の協力機関の指定は、2のNASAと日本国政府との間の了解覚書において行う。
- 2 協力機関は、この協定の関連規定、民生用国際宇宙基地のための協力に関するNASAとCSAとの間、NASAとESAとの間、NASAと日本国政府との間又はNASAとRSAとの間の了解覚書及び了解覚書を実施するためのNASAと他の協力機関との間の二者間又は多数者間の取決め(実施取決め)に従って、宇宙基地協力を実施する。了解覚書はこの協定に従い、また、実施取決めは了解覚書に合致するものとしかつ従う。
- 3 了解覚書のいずれかの規定が、当該了解覚書の当事者でない協力機関(日本国については、日本国政府)によって受け入れられた権利又は義務を規定している場合には、当該規定は、当該協力機関(日本国については、日本国政府)の書面による同意なしに改正することができない。

第5条 登録、管轄及び管理の権限

- 1 各参加主体は、登録条約第2条の規定に従い、附属書に掲げる飛行要素であって自己が提供するものを宇宙物体として登録する。欧州参加主体は、当該参加主体の名において、かつ、当該参加主体のために行動するESAに対し、登録の責任を委任している。
- 2 各参加主体は、宇宙条約第8条及び登録条約第2条の規定に従って、第1項の規定により自己が登録する要素及び自国民である宇宙基地上の人員に対し、管轄権及び管理の権限を保持する。当該管轄権及び管理の権限の行使は、この協定、了解覚書及び実施取決めの関連規定(これらの文書に定める関連の事務上の仕組みを含む。)に従う。

第6条 要素及び装置の所有権

- 1 この協定に別段の定めがある場合を除くほか、カナダ、欧州参加主体、ロシア及び合衆国は、それぞれの協力機関を通じ、また、日本国については第25条第2項の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の時に日本国が指定する機関が、附属書に掲げる要素であって自己が提供するものを所有する。参加主体は、自己の協力機関を通じ、宇宙基地上の装置の所有権に関して相互に通報する。
- 2 欧州参加主体は、自己が提供する要素についての所有権並びに宇宙基地又はその運用若しくは利用に対する貢献としてESAの計画の下で開発され及び資金を負担されたその他の装置についての所有権を、当該参加主体の名において、かつ、当該参加主体のために行動するESAに対し、委託する。
- 3 附属書に掲げる要素又は宇宙基地上の装置の所有権の移転は、この協定、了解覚書及び実施取決めに基づく参加主体の権利及び義務に影響を及ぼすものではない。
- 4 参加主体は、他の参加主体の事前の同意なしに、宇宙基地上の装置を参加主体以外の国又は当該国の管轄下にある民間主体に所有させてはならず、また、附属書に掲げる要素の所有権をこれらの者に移転してはならない。附属書に掲げる要素の所有権のいかなる移転も、他の参加主体に対する事前の通報を必要とする。
- 5 利用者が提供する装置又は物質の所有権は、当該装置又は物質が単に宇宙基地上にあることによっては影響を受けない。

- 6 要素の所有権若しくは登録又は装置の所有権は、それ自体では、宇宙基地上で活動が行われた結果生ずる物質又はデータの所有権を示すものではない。
- 7 要素及び装置の所有権の行使は、この協定、了解覚書及び実施取決めの関連規定(これらの文書に定める関連の手続上の仕組みを含む。)に従う。

第7条 運営

- 1 宇宙基地の運営は、多数者間で行うことを基礎とする。協力機関を通じて行動する参加主体は、本条に定めるところに従い、了解覚書及び実施取決めに従って設立される運営組織に参加し、及びこれらの運営組織において責任を遂行する。運営組織は、この協定及び了解覚書に定めるところに従い、宇宙基地の設計及び開発並びにその安全で効率的かつ効果的な運用及び利用に影響を与える活動を計画し、及び調整する。運営組織においては、コンセンサス方式による意思決定を目標とする。協力機関がコンセンサスに達することができない場合における運営組織内の意思決定の仕組みは、了解覚書で定める。自己が提供する要素について参加主体及びその協力機関が有する意思決定の責任は、この協定及び了解覚書に規定する。
- 2 NASAを通じて行動する合衆国は、了解覚書及び実施取決めに従い、自国の利用活動を含む自国の計画を運営する責任を有する。NASAを通じて行動する合衆国は、また、了解覚書及び実施取決めに従い、本条及び了解覚書に別段の定めがある場合を除くほか、宇宙基地計画に関する全体的な運営及び調整を行う責任を有する。NASAを通じて行動する合衆国は、更に、了解覚書及び実施取決めに従い、全体的なシステム・エンジニアリング及びシステム統合を行う責任、全体的な安全要求及び安全計画を設定する責任並びに宇宙基地全体の統合的な運用の実施に関する全体的な計画立案及び調整を行う責任を有する。
- 3 協力機関を通じて行動するカナダ、欧州参加主体、日本国及びロシアは、了解覚書及び実施取決めに従い、自己の利用活動を含む自己の計画を運営する責任、自己が提供する要素のシステム・エンジニアリング及びシステム統合を行う責任、自己が提供する要素に関する詳細な安全要求及び安全計画を作成し及び実施する責任並びに合衆国がその全体的な責任を果たすことを2の規定に合致する方法で支援する責任(宇宙基地の統合的な運用の実施に関する計画立案及び調整に参加する責任を含む。)を有する。
- 4 設計上及び開発上の問題が、カナダ、欧州参加主体、日本国又はロシアが提供する宇宙基地の要素のみに関係し、かつ、了解覚書に規定する合意された計画文書に定められていない場合には、その限度において、協力機関を通じて行動する参加主体は、自己の要素に関する決定を行うことができる。

第8条 詳細設計及び開発

協力機関を通じて行動する各参加主体は、前条の規定及びこの協定の他の関連規定並びに了解覚書及び実施取決めに従い、自己が提供する要素(飛行要素の継続的な運用及び十分な国際的利用を支援するために適切な宇宙基地専用の地上要素を含む。)を設計し、及び開発する。協力機関を通じて行動する各参加主体は、また、それぞれの要素の設計及び開発に関する問題を解決するためそれぞれの協力機関を通じて他の参加主体と接触する。

第9条 利用

- 1 参加主体は、利用要素、基盤要素又はその双方を提供することにより利用要素の利用権を得る。宇宙基地の利用要素を提供する参加主体は、本項に別段の定めがある場合を除くほか、その要素の利用権を保持する。宇宙基地を運用し及び利用するための資源であって宇宙基地の基盤要素から得られるものを提供する参加主体は、引換えに、特定の利用要素の利用権の一定割合を得る。宇宙基地の利用要素の利用権及び宇宙基地の基盤施設から得られる資源の参加主体間における具体的な配分は、了解覚書及び実施取決めで定める。
- 2 参加主体は、自己の配分のいかなる部分についても、交換又は売却を行う権利を有する。交換又は売却の条件は、取引の当事者が案件ごとに決定する。
- 3 各参加主体は、この協定の目的並びに了解覚書及び実施取決めに合致するいかなる目的のためにも、自己の配分を利用し及びその利用者を選択することができる。ただし、次のことを条件とする。
 - (a) 参加主体以外の国又は当該国の管轄下にある民間主体に利用要素を利用させる場合には、協力機関を通じて、すべての参加主体に対して事前の通報を行い、かつ、適時にそのコンセンサスを得ることを必要とする。
 - (b) 要素の企図されている利用が平和的目的のためのものであるかないかについては、当該要素を提供している参加主体が決定する。もっとも、この(b)の規定は、宇宙基地の基盤施設から得られる資源のいずれかの参加主体による利用を妨げるために援用されてはならない。

- 4 各参加主体は、その協力機関を通じ、宇宙基地を利用するに当たり、他の参加主体による宇宙基地の利用に重大な悪影響を及ぼすことを避けるよう、了解覚書に定める仕組みを通じて努力する。
- 5 各参加主体は、宇宙基地の自己の要素について、他の参加主体によるアクセス及び利用を当該他の参加主体のそれぞれの配分に依拠して確保する。
- 6 本条の規定の適用上、ESAの加盟国は、「参加主体以外の国」としない。

第10条 運用

協力機関を通じて行動する参加主体は、第7条の規定及びこの協定の他の関連規定並びに了解覚書及び実施取決めに従い、自己が提供する要素を運用する責任を有する。協力機関を通じて行動する参加主体は、了解覚書及び実施取決めに従い、宇宙基地の利用者及び運用者にとって安全で効率的かつ効果的な方法で宇宙基地を運用するための手続を作成し、及び実施する。更に、協力機関を通じて行動する各参加主体は、自己が提供する要素の機能上の性能を維持する責任を有する。

第11条 搭乗員

- 1 各参加主体は、衡平な分配に基づき宇宙基地搭乗員として従事する有資格者を提供する権利を有する。参加主体の搭乗員の選抜及びその飛行割当てに関する決定は、了解覚書及び実施取決めに定める手続に従って行う。
- 2 宇宙基地搭乗員についての行動規範は、すべての参加主体がそれぞれの内部手続及び了解覚書に従って作成し、及び承認する。参加主体は、宇宙基地搭乗員を提供する前に行動規範を承認しなければならない。各参加主体は、搭乗員を提供する権利の行使に当たり、当該搭乗員が行動規範を遵守することを確保する。

第12条 輸送

- 1 各参加主体は、それぞれの政府及び民間部門の宇宙輸送システムが宇宙基地に適合する場合には、当該システムを利用して宇宙基地に発着する権利を有する。合衆国、ロシア、欧州参加主体及び日本国は、それぞれの協力機関を通じ、宇宙輸送システム、例えば、合衆国のスペース・シャトル、ロシアのプロトン及びソユーズ、欧州のアリアン-5又は日本国の H-II を利用することにより、宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を利用可能にする。当初は、宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を提供するため、合衆国及びロシアの宇宙輸送システムが利用され、更に、他の宇宙輸送システムが利用可能となったときには、当該他の宇宙輸送システムも利用される。宇宙基地への発着並びに宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務は、関連の了解覚書及び実施取決めに従って行われる。
- 2 実費弁償の原則又は他の原則により打上げ及び回収の輸送業務を提供する参加主体は、関連の了解覚書及び実施取決めに定める条件に従い、これらの輸送業務を、他の参加主体及び他の参加主体にとっての利用者に提供する。実費弁償の原則により打上げ及び回収の輸送業務を提供する参加主体は、他の参加主体又は他の参加主体にとっての利用者に対し、これらの輸送業務を、当該他の参加主体とは別の参加主体又は当該別の参加主体にとっての利用者に対して同様の状況において提供する場合と同一の条件で提供する。参加主体は、他の参加主体から申込みのあった要求及び他の参加主体の飛行計画に応ずるよう最善の努力を払う。
- 3 合衆国は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、NASAを通じ、運営組織において他の参加主体の協力機関と協力して、輸送についての統合的な計画立案手続により宇宙基地のための打上げ及び回収の輸送業務を計画し、及び調整する。
- 4 各参加主体は、自己の宇宙輸送システムによって輸送されるデータ及び物品であって適切な表示がされているものについての所有権的権利及び秘密を尊重する。

第13条 通信

- 1 合衆国及びロシアは、それぞれの協力機関を通じて、宇宙基地の要素及び搭載物に対する指令、これらの要素及び搭載物の管制及び運用並びに宇宙基地へのその他の通信の目的のため、データ中継衛星システムによる二つの主たる宇宙・地上通信網を提供する。他の参加主体は、宇宙基地に適合し、かつ、これらの二つの主たる通信網の宇宙基地における利用と両立する場合に、データ中継衛星システムによる宇宙・地上通信網を提供することができる。宇宙基地における通信の提供は、関連の了解覚書及び実施取決めに従って行う。

- 2 協力機関は、関連の了解覚書及び実施取決めに定める条件に従い、それぞれの通信システムについて、実費弁償の原則により、他の協力機関の宇宙基地関連の具体的な要求に応ずるよう最善の努力を払う。
- 3 合衆国は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、NASAを通じ、運営組織において他の参加主体の協力機関と協力して、関連の計画文書により宇宙基地のための宇宙及び地上の通信業務を計画し、及び調整する。
- 4 宇宙基地情報システム及び宇宙基地に関連して利用されている他の通信システムを通過中の利用データの秘密を確保するための措置は、了解覚書に定めるところに従い、実施することができる。各参加主体は、他の参加主体に対して通信業務を提供する場合には、自己の通信システム(自己の地上網及び自己の契約者の通信システムを含む。)を通過中の利用データの所有権的権利及び秘密を尊重する。

第14条 発展

- 1 参加主体は、宇宙基地が能力の追加を通じて発展することを意図し、また、その発展がすべての参加主体からの貢献を通じて実現される可能性を最大にするよう努力する。このため、各参加主体は、適当な場合には、能力の追加に関する自己の提案に協力する機会を他の参加主体に対して与えるよう努力する。能力が追加された宇宙基地は、引き続き民生用の基地とし、また、その運用及び利用は、国際法に従って平和的目的のために行われる。
- 2 この協定は、附属書に掲げる要素のみに関する権利及び義務を定める。ただし、本条及び第16条の規定は、いかなる能力の追加にも適用する。この協定は、いずれの参加国に対しても能力の追加に参加することを義務付けず、また、いずれの参加主体に対しても能力の追加に伴う権利を付与しない。
- 3 発展に関する参加主体のそれぞれの研究の調整及び能力の追加に関する具体的な提案の検討のための手続は、了解覚書で定める。
- 4 能力の追加についての分担に関する参加主体間の協力には、第3項に定める調整及び検討の後、この協定の改正又は別の取極を必要とする。この別の取極は、追加が全体的な計画と両立することを確保するために合衆国をその当事者の一とし、また、運用上又は技術上の影響を受ける宇宙基地要素又は宇宙輸送システムを提供する他の参加主体もその当事者の一とする。
- 5 第3項に定める調整及び検討の後、参加主体の一つが能力の追加を行う場合には、他の参加主体に対する事前の通報を必要とし、また、追加が全体的な計画と両立することを確保するために合衆国を当事者の一とし、かつ、運用上又は技術上の影響を受ける宇宙基地要素又は宇宙輸送システムを提供する他の参加主体も当事者の一とする取極を必要とする。
- 6 第4項又は第5項に定める能力の追加によって影響を受けることのある参加主体は、第23条の規定により他の参加主体との協議を要請することができる。
- 7 能力の追加は、影響を受ける参加国が別段の合意をしない限り、いかなる場合にも、附属書に掲げる要素に関するこの協定又は了解覚書上のいずれの参加国の権利又は義務も修正するものではない。

第15条 資金

- 1 各参加主体は、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従い、宇宙基地全体の運用に係る合意された経費又は活動であってシステム運用に共通のものを衝平に分担することを含め、この協定に基づくそれぞれの責任を果たすための経費を負担する。
- 2 この協定に基づく各参加主体の資金上の義務は、自己の予算手続及び利用可能な予算に従う。各参加主体は、宇宙基地協力の重要性を認識し、それぞれの予算手続に従い、資金上の義務を履行するために必要な資金について承認を得るよう最善の努力を払うことを約束する。
- 3 いずれかの参加主体について、宇宙基地協力におけるその責任を果たすための能力に影響を及ぼす可能性のある予算上の問題が生じた場合には、協力機関を通じて行動する当該参加主体は、他の協力機関に通報し及びこれと協議する。参加主体も、必要に応じ、相互に協議することができる。
- 4 参加主体は、宇宙基地の運用経費を最小限にとどめるよう努力する。特に、参加主体は、その協力機関を通じ、了解覚書に従い、システム運用に共通の経費及び活動が承認された見積りを超えないことを目的とした手続を作成する。
- 5 参加主体は、宇宙基地協力の実施に当たり、例えば、了解覚書及び実施取決めに定めるところに従って特定の運用活動を行うことにより又は関係の参加主体が合意する場合には交換を利用することにより、資金の授受を最小限にとどめるよう努力する。

第16条 責任に関する相互放棄

- 1 本条の目的は、宇宙基地を通じての宇宙空間の探査、開発及び利用への参加を助長するため、損害賠償責任に関する請求の参加国及び関係者による相互放棄を確立することにある。この目的を達成するため、当該相互放棄は、広く解釈するものとする。
- 2 本条の規定の適用上、
 - (a) 「参加国」には、その協力機関を含む。「参加国」には、また、NASAと日本国政府との間の了解覚書において当該了解覚書の実施について日本国政府の協力機関を援助するものと規定される機関を含む。
 - (b) 「関係者」とは、次の者をいう。
 - (1) 参加国との契約者又はその下請契約者(あらゆる段階の下請契約者を含む。)
 - (2) 参加国にとっての利用者又は顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。)
 - (3) 参加国にとっての利用者若しくは顧客(あらゆる段階の利用者又は顧客を含む。)との契約者又はその下請契約者(あらゆる段階の下請契約者を含む。)この(b)の規定は、いずれかの国又はその政府機関若しくは団体であって、(1)ないし(3)のいずれかの者と同一の形態により参加国との関係を有するもの又はその他の形態により(f)に定義する保護される宇宙作業の実施に従事するものについても適用する。「契約者」及び「下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。
 - (c) 「損害」とは、次のものをいう。
 - (1) 人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡
 - (2) 財産の損傷若しくは滅失又はその利用価値の喪失
 - (3) 収入又は収益の喪失
 - (4) 他の直接的、間接的又は二次的な損害
 - (d) 「打上げ機」とは、搭載物若しくは人を運ぶ物体(若しくはその一部)であって、打上げ予定のもの、地球から打ち上げられたもの又は地球に帰還しつつあるものをいう。
 - (e) 「搭載物」とは、打上げ機に搭載され又は打上げ機で使用されるすべての財産及び宇宙基地上に搭載され又は宇宙基地上で使用されるすべての財産をいう。

(f) 「保護される宇宙作業」とは、この協定、了解覚書及び実施取決めの実施として地球上若しくは宇宙空間で行い又は地球と宇宙空間との間を移動中に行う打上げ機、宇宙基地及び搭載物に係るすべての活動をいう。「保護される宇宙作業」には、少なくとも次の活動を含む。

(1) 打上げ機、移動機、宇宙基地、搭載物又はこれらに関連する支援のための装置、設備若しくは役務の研究、設計、開発、試験、製造、組立て、統合、運用又は利用

(2) 地上支援、試験、訓練、模擬実験、誘導・制御装置又はこれらに関連する設備若しくは役務に係るすべての活動 「保護される宇宙作業」には、また、第14条に定めるところに従い、宇宙基地の発展に係るすべての活動を含む。「保護される宇宙作業」には、搭載物を宇宙基地から回収した後に地上で行う活動であって、この協定の実施としての宇宙基地関連活動以外の活動における使用を目的として当該搭載物の生産物又は当該搭載物内の作業方法を更に開発するために行うものを含まない。

3 (a) 参加国は、責任に関する相互放棄に合意し、これによって、保護される宇宙作業から生ずる損害についての請求であって、次の(1)から(3)までに掲げる者に対するものをすべて放棄する。この相互放棄は、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合に限り適用する。この相互放棄は、次に掲げる者に対する損害賠償請求に適用し、当該請求の法的基礎がいかなるものであるかを問わない。

(1) 他の参加国

(2) 他の参加国の関係者

(3) (1)又は(2)の被雇用者

(b) 更に、参加国は、自己の関係者に対し契約その他の方法によって次のことを要求することにより、(a)に規定する責任に関する相互放棄を自己の関係者に及ぼす。

(1) (a)の(1)ないし(3)に掲げる者に対するすべての請求を放棄すること。

(2) 次の段階の関係者に対し、(a)の(1)ないし(3)に掲げる者に対するすべての請求を放棄するよう要求すること。

(c) この相互放棄には、損害を引き起こした者又は財産が保護される宇宙作業に関係しており、かつ、損害を受けた者又は財産が保護される宇宙作業に関係していたために当該損害を受けた場合に責任条約から生ずる責任に関する相互放棄を含むことが確認される。

(d) 本条の他の規定にかかわらず、この相互放棄は、次の請求には適用しない。

(1) 参加国と当該参加国の関係者との間又は同一の参加国の関係者の間の請求

(2) 自然人の身体の傷害その他の健康の障害又は死亡について当該自然人又はその遺産管理人、遺族若しくは代位権者(代位権者が参加国である場合を除く。)によって行われる請求

(3) 悪意によって引き起こされた損害についての請求

(4) 知的所有権に係る請求

(5) 参加国が責任に関する相互放棄を(b)の規定に従って自己の関係者に及ぼすことができなかったことから生ずる損害についての請求

(e) (d)(2)の規定に関し、日本国政府が代位する請求が国家公務員災害補償法に基づかない場合には、日本国政府は、第2項(a)に規定する援助する機関が第3項(a)(1)ないし(3)に掲げる者に対し当該請求から生ずる債務を前条第2項の規定に合致する方法及び日本国の関係法令に従って補てんすることを確保することにより、当該請求を放棄する義務を履行する。本条のいかなる規定も、日本国政府が当該請求を放棄することを妨げるものではない。

(f) 本条のいかなる規定も、請求又は訴えの基礎を創設するものと解してはならない。

第17条 責任条約

- 1 前条に別段の定めがある場合を除くほか、参加国及びESAは、責任条約に従って引き続き責任を負う。
- 2 責任条約に基づく責任が行われた場合には、参加主体(及び、適当な場合には、ESA)は、負うことのある責任、当該責任の分担及び当該請求に対する防御について速やかに協議する。
- 3 第12条第2項に定める打上げ及び回収の業務の提供に関し、関係の参加主体(及び、適当な場合には、ESA)は、責任条約に基づいて負うことのある連帯責任の分担について別の取極を締結することができる。

第18条 関税及び出入国

- 1 参加国は、自国の法令に従うことを条件として、人及び物品の自国の領域への又は自国の領域からの移動であって、この協定の実施のために必要なものを容易にする。
- 2 参加国は、自国の法令に従うことを条件として、この協定の実施のために必要な任務を遂行する目的で自国の領域に出入し又は滞在する他の参加国の国民及びその家族に対し入国及び滞在に関する所要の文書が発給されることを容易にする。
- 3 参加国は、この協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアについて、自国の領域への輸入又は自国の領域からの輸出に対して課される関税を免除し、及び税関当局によって徴収されるその他の税を免除することを確保する。本項は、これらの物品及びソフトウェアの原産国を考慮することなく実施される。

第19条 データ及び物品の交換

- 1 本項に別段の定めがある場合を除くほか、協力機関を通じて行動する各参加主体は、関連の了解覚書及び実施取決めに基づく自己の協力機関の責任を果たすために(移転に係る双方の当事者によって)必要と認められるすべての技術データ及び物品を移転する。各参加主体は、宇宙基地協力のために他の参加主体の協力機関が行う技術データ又は物品についての要請を迅速に処理することを約束する。本条の規定は、参加国に対し、自国の国内法令に反して技術データ及び物品を移転することを要求するものではない。
- 2 参加主体は、参加主体及びその協力機関以外の者による技術データ及び物品の移転(例えば、将来増加が見込まれる企業間の技術データ及び物品の交換)に係る許可の要請を迅速に処理するよう最善の努力を払うものとし、また、この協定に基づく宇宙基地協力に関連して行われるそのような移転を奨励し、及び容易にする。当該移転には、本項を除くほか、本条の規定を適用しない。当該移転には、国内法令を適用する。
- 3 参加主体は、この協定の下での技術データ及び物品の移転が本項に規定する制限に従うことに合意する。技術データは、インタフェース、統合及び安全に関する参加主体の責任を遂行する目的のために移転される場合には、通常、本項規定する制限の対象とはならない。詳細設計、製造及び加工に関するデータ及び関連のソフトウェアは、インタフェース、統合及び安全のために必要である場合には第1項に従って移転される。ただし、これらのデータ及びソフトウェアについては、(a)ないし(c)に定めるところにより、適切に表示が行われることがある。この3に規定する制限の対象とならない技術データ及び物品は、国内法令によって別段の制限を受ける場合を除くほか、制限を受けることなく移転される。
 - (a) 提供側の協力機関は、輸出管理上保護されるべき技術データ又は物品については、表示を行うことその他の方法による特別の指定を行う。このような表示等による指定においては、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者が当該技術データ及び物品を利用するに当たっての具体的な条件を示すものとする。その条件には、次のことを含む。
 - (1) 当該技術データ又は物品が、この協定及び関連の了解覚書に基づく受領側の協力機関の責任を果たす目的のためにのみ利用されること。
 - (2) 当該技術データ及び物品が、協力機関を通じて行動する提供側の参加国による事前の書面による許可なしに、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者以外の者によって利用されてはならず、また、(1)の目的以外のいかなる目的のためにも利用されてはならないこと。
 - (b) 提供側の協力機関は、所有権的権利上保護されるべき技術データについては、表示を行う。この表示においては、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者が当該技術データを利用するに当たっての具体的な条件を示すものとする。その条件には、次のことを含む。
 - (1) 当該技術データが、この協定及び関連の了解覚書に基づく受領側の協力機関の責任を果たす目的のためにのみ利用され、複製され又は開示されること。
 - (2) 当該技術データが、協力機関を通じて行動する提供側の参加国による事前の書面による許可なしに、受領側の協力機関並びにその契約者及び下請契約者以外の者によって利用されてはならず、また、(1)の目的以外のいかなる目的のためにも利用されてはならないこと。

(c) この協定の下で移転されるいずれかの技術データ又は物品が秘密の指定を受けている場合には、提供側の協力機関は、当該技術データ又は物品について表示を行うことその他の方法による特別の指定を行う。要請される側の参加国は、秘密の指定を受けている技術データ又は物品の移転及び保護に係る条件について定める情報保護のための取極又は取決めに基づいて、当該技術データ又は物品の移転が行われることを要求することができる。受領側の参加国が、国家安全保障上の目的のために秘密の指定を受け又は他の方法により秘密に保持されている情報を含む特許出願の秘密に対し保護を与えていない場合には、移転を行うことを必要としない。双方の当事者が移転に合意しない限り、秘密の指定を受けているいかなる技術データ又は物品も、この協定の下で移転されてはならない。

- 4 参加国は、第3項(a)ないし(c)の規定の下で自国が受領する技術データ又は物品が、受領側の参加国、その協力機関及び当該技術データ又は物品の二次的な移転を受ける他の者(契約者及び下請契約者を含む。)により、表示等による指定において示されている条件に従って取り扱われることを確保するため、すべての必要な措置をとる。参加国及び協力機関は、当該技術データ又は物品の認められていない利用、開示又は再移転を防ぐため及び当該技術データ又は物品に対する認められていないアクセスを防ぐため、合理的に判断して必要と認められるすべての措置(自己の契約及び下請契約において適当な契約条件を確保する措置を含む。)をとる。第3項(c)の規定の下で受領する技術データ又は物品については、受領側の参加国又は協力機関は、当該技術データ又は物品に対して提供側の参加国又は協力機関が与える保護の水準と少なくとも同等の水準の保護を与える。
- 5 参加主体は、受領者に対し、受領した技術データ又は物品を本条の規定の下で課される条件に従って利用し、開示し及び再移転する権利を超えるいかなる権利もこの協定又は関連の了解覚書を通じて与えることを意図しない。
- 6 第28条の規定による脱退の取極で別段の合意がされる場合を除くほか、参加国によるこの協定からの脱退は、当該脱退に先立ってこの協定の下で移転された技術データ及び物品の保護に関する権利又は義務に影響を及ぼすものではない。
- 7 本条の規定の適用上、協力機関からESAへの技術データ及び物品の移転は、当該移転の時に特段の条件が付されない限り、ESA及びすべての欧州参加国並びに宇宙基地に関連してESAが指定する契約者及び下請契約者に対して行われるものとみなす。
- 8 参加主体は、その協力機関を通じて、情報保護のための指針を作成する。

第20条 移動中のデータ及び物品の取扱い

宇宙基地の継続的な運用及び十分な国際的利用の重要性を認識し、参加国は、自国の関係法令の範囲内で、他の参加主体並びにその協力機関及び利用者のデータ及び物品の迅速な移動を認める。本条の規定は、データ及び物品の宇宙基地への又は宇宙基地からの移動(少なくとも自国の国境と自国の領域内の打上げ地又は着陸地との間の移動及び打上げ地又は着陸地と宇宙基地との間の移動を含む。)にのみ適用する。

第21条 知的所有権

- 1 この協定の適用上、「知的所有権」とは、1967年7月14日にストックホルムで作成された世界知的所有権機関を設立する条約第2条に規定する意味を有するものと了解する。
- 2 本条の規定に従うことを条件として、知的所有権に係る法律の適用上、宇宙基地の飛行要素上において行われる活動は、当該要素の登録を行った参加国の領域においてのみ行われたものとみなす。ただし、ESAが登録した要素については、いかなる欧州参加国も、当該活動が自国の領域内で行われたものとみなすことができる。参加国又はその協力機関若しくは関係者による他の参加主体の宇宙基地の飛行要素上における活動への参加は、それ自体では、本項に規定する当該活動に対する管轄権を変更し又はこれに影響を及ぼさないことが確認される。
- 3 参加国は、宇宙基地の飛行要素上において自国の国民及び居住者以外の者が行った発明について、他の参加国であって国家安全保障上の目的のために秘密の指定を受け又は他の方法により保護されている情報を含む特許出願の秘密に対し保護を与えている国における特許出願を(例えば、延期を強制し又は事前の許可の取得を要求することにより)妨げるために、発明の秘密に関する自国の法律を適用してはならない。本項は、(a)特許出願が最初に行われた参加国が当該特許(出願の秘密を管理し若しくは当該特許出願のその後の出願を制限する権利又は(b)出願がその後に行われた他の参加国が国際的な義務に基づいて出願の開示を制限する権利を害するものではない。
- 4 二以上の欧州参加国で保護されている知的所有権を有する者は、ESAの登録要素上において行われた当該知的所有権に係る同一の権利に対する同一の侵害行為については、当該欧州参加国のいずれか一国においてのみ救済を受けることができる。二以上の欧州参加国がESAの登録要素上における同一の侵害行為を自国の領域において行われたものとみなした結果当該侵害行為について知的所有権の二以上の異なる所有者による訴訟が提起された場合には、裁判所は、先に提起された訴訟における結果が出るまで、後に提起された訴訟の手続を一時的に中止することができる。二以上の訴訟が提起された場合において、いずれかの訴訟において損害について下された判決の内容が実現されたときは、同一の侵害行為に基づく侵害に関する係争中の又は将来の訴訟によって更に損害を回復することはできない。
- 5 ESAの登録要素上において行われる活動については、いずれの欧州参加国も、知的所有権の実施のための許諾がいずれかの欧州参加国の法律に基づきその有効性を認められている場合には、当該許諾の有効性を認めなければならない。また、当該許諾の条件が遵守されている限り、いずれの欧州参加国においても侵害の救済を受けることができない。
- 6 地球上の地点と参加国又はESAによって登録される宇宙基地の飛行要素との間を移動中の物品(飛行要素の構成物を含む。)の他の参加国の領域における一時的な存在は、それ自体では、当該他の参加国における特許侵害についての手続の基礎とはならない。

第22条 刑事裁判権

宇宙におけるこの国際協力の独特の及び先例のない性格を考慮し、

- 1 カナダ、欧州参加国、日本国、ロシア及び合衆国は、いずれかの飛行要素上の人員であって自国民である者について刑事裁判権を行使することができる。
- 2 自国民が容疑者である参加国は、軌道上の違法な行為であって、(a)他の参加国の国民の生命若しくは安全に影響を及ぼすもの又は(b)他の参加国の飛行要素上で発生し若しくは当該飛行要素に損害を及ぼすものに係る事件において、影響を受けた参加国の要請により、当該影響を受けた参加国と訴追に対してそれぞれの国が有する関心について協議を行う。この協議の後、影響を受けた参加国は、この協議の終了の日から90日以内に又は相互に合意されたその他の期間内に次のいずれかの条件が満たされる場合に限り、この事件の容疑者について刑事裁判権を行使することができる。
 - (1) 自国民が容疑者である参加国が当該刑事裁判権の行使に同意すること。
 - (2) 自国民が容疑者である参加国が訴追のため自国の権限のある当局に事件を付託するとの保証を与えないこと。
- 3 条約の存在を犯罪人引渡しの条件とする参加国は、自国との間に犯罪人引渡条約を締結していない他の参加国から犯罪人引渡しの請求を受けた場合には、随意にこの協定を軌道上で犯したとされる違法な行為に関する犯罪人引渡しのための法的根拠とみなすことができる。この犯罪人引渡しは、請求を受けた参加国の法令に定める手続及び他の条件に従う。
- 4 参加国は、自国の国内法令に従い、軌道上で犯したとされる違法な行為に関し、他の参加主体に対して援助を与える。
- 5 本条の規定は、宇宙基地上の秩序の維持及び搭乗員の行動に関して第11条の規定によって行動規範に定める権限及び手続を制限することを意図しない。行動規範は、本条の適用を制限することを意図しない。

第23条 協議

- 1 自己の協力機関を通じて行動する参加主体は、宇宙基地協力から生ずるいかなる問題についても相互に協議することができる。参加主体は、了解覚書に定める手続に従い、協力機関の間の協議を通じて問題を解決するため、最善の努力を払う。
- 2 参加主体は、宇宙基地協力から生ずるいかなる問題についても、他の参加主体との政府間協議の開催を要請することができる。要請を受けた参加主体は、これに速やかに応じる。要請を行う参加主体が、当該協議の対象がすべての参加主体による検討に適していることを合衆国に通報する場合には、合衆国は、実行可能な最も早い時に多数国間の協議を招集し、これにすべての参加主体を招請する。
- 3 参加主体は、飛行要素の設計について他の参加主体に影響を及ぼす可能性のある重要な変更を行うことを意図する場合には、できる限り早い機会に、他の参加主体に対してその旨を通報する。通報された参加主体は、通報された問題が第1項及び前項の規定により協議に付されることを要請することができる。
- 4 協議を通じて解決することができなかつた問題がなお解決を必要とする場合には、関係の参加主体は、合意された紛争解決手続、例えば、調停、仲介又は仲裁に当該問題を付することができる。

第24条 宇宙基地協力の検討

この協定の下での協力が、長期間の複雑かつ発展的な性格のものであることを考慮し、参加主体は、この協力に影響を及ぼすことのある事態の進展について随時相互に通報する。1999年及びその後三年ごとに、参加主体は、その協力に係る問題を取り扱うために並びに宇宙基地協力について検討し及びこれを促進するために会合する。

第25条 効力発生

- 1 この協定は、前文に掲げる国による署名のために開放しておく。
- 2 この協定は、批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。批准、受諾、承認又は加入は、それぞれの国が自国の憲法上の手続に従って行う。批准書、受諾書、承認書又は加入書は、ここに寄託者として指定される合衆国政府に寄託する。
- 3 (a) この協定は、日本国、ロシア及び合衆国の批准書、受諾書又は承認書のうち最後の文書が寄託された日に効力を生ずる。寄託者は、この協定の効力発生をすべての署名国に通報する。
(b) この協定は、欧州参加主体について効力を生ずるまでは、欧州参加国について効力を生じない。この協定は、少なくとも四の欧州の署名国又は加入国からの批准書、受諾書、承認書又は加入書及びESAの理事会の議長による公式の通告を寄託者が受領した後に欧州参加主体について効力を生ずる。
(c) この協定が欧州参加主体について効力を生じた後は、この協定は、前文に掲げる欧州の国であって批准書、受諾書又は承認書を寄託していないものについては、その寄託の時に効力を生ずる。前文に掲げられていないESAの加盟国は、寄託者への加入書の寄託によりこの協定に加入することができる。
- 4 この協定の効力が生じた時に、1988年協定は、効力を失う。
- 5 合衆国は、この協定がいずれかの参加主体についてその署名の後二年以内に効力を生じていない場合には、このような状況に対処するためにいかなる措置(この協定の修正を含む。)が必要であるかを検討するため、この協定の署名国の会議を召集することができる。

第26条 特定の締約国の間において生ずる効果

この協定は、前条第3項(a)の規定にかかわらず、合衆国及びロシアが批准書、受諾書又は承認書を寄託することによりこの協定に拘束されることについての同意を表明した日に両国の間で効果を生ずる。寄託者は、この協定が本条の規定に基づいて合衆国とロシアとの間で効果を生じたときは、すべての署名国にその旨を通報する。

第27条 改正

この協定(附属書を含む。)は、この協定が効力を生じている参加国の政府の書面による合意によって改正することができる。この協定の改正(附属書のみについての改正を除く。)は、これらの国により、それぞれ自国の憲法上の手続に従って批准され、受諾され、承認され又は加入されなければならない。附属書のみについての改正は、この協定が効力を生じている参加国の政府の書面による合意のみを要する。

第28条 脱退

- 1 参加国は、寄託者に対して少なくとも一年前に書面による通告を行うことにより、いつでもこの協定から脱退することができる。いずれかの欧州参加国の脱退は、この協定に基づく欧州参加主体の権利又は義務に影響を及ぼすものではない。
- 2 参加主体は、いずれかの参加主体がこの協定からの脱退の通告を行う場合には、全体的な計画の継続を確保するため、脱退の効力発生の日前に当該参加主体の脱退の条件について合意に達するよう、努力する。
- 3 (a)カナダは、その貢献が宇宙基地の不可欠な一部であるので、脱退に際し、附属書に掲げるカナダの要素が合衆国によって効果的に使用され及び運用されるよう確保する。このため、カナダは、機械設備、図面、文書、ソフトウェア、予備品、工具、特殊試験装置その他合衆国によって要請される必要な物品を迅速に提供する。
(b) 合衆国及びカナダは、カナダの脱退の通告に際し、脱退の取極について迅速に交渉を行う。当該取極は、全体的な計画の継続のために必要な要素の合衆国への移転について規定する場合には、合衆国がこの移転のための適正な補償をカナダに与えることについても規定する。
- 4 いずれかの参加主体がこの協定からの脱退の通告を行う場合には、その協力機関は、この協定からの当該参加主体の脱退の日と同一の日に NASAとの了解覚書から脱退したものとみなす。
- 5 いずれかの参加国の脱退は、第2項又は第3項の規定による脱退の取極に別段の合意がある場合を除くほか、第16条、第17条及び第19条の規定に基づく当該参加国の権利又は義務の存続に影響を及ぼすものではない。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

1998年1月29日にワシントンで作成した。この協定は、イタリア語、英語、ドイツ語、日本語、フランス語及びロシア語をひとしく正文とする。それぞれの言語による原本は、合衆国政府に寄託する。寄託者は、その認証謄本をすべての署名国に送付する。この協定が効力を生じたときは、寄託者は、国際連合憲章第102条の規定により、この協定を国際連合事務局に登録する。

附属書 参加主体が提供する宇宙基地の要素

参加主体が提供する宇宙基地の要素の概要は、次のとおりであり、その詳細は、了解覚書で定める。

- 1 カナダ政府は、CSAを通じて次のものを提供する。
 - 宇宙基地の基盤要素として、移動型サービス施設(MSC)
 - 追加的な飛行要素として、特殊目的精密マニピュレーター
 - これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素
- 2 欧州諸国政府は、ESAを通じて次のものを提供する。
 - 利用要素として、欧州与圧実験室(基本的な機能装備品を含む。)
 - 宇宙基地に補給を行い及び追加的に推力を提供するその他の飛行要素
 - これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素
- 3 日本政府は、次のものを提供する。
 - 利用要素として、日本実験棟(基本的な機能装備品並びに曝(ばく)露部及び補給部を含む。)
 - 宇宙基地に補給を行うその他の飛行要素
 - これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素
- 4 ロシア政府は、RSAを通じて次のものを提供する。
 - サービス棟及び他の棟を含む宇宙基地の基盤要素
 - 利用要素として、実験棟(基本的な機能装備品を含む。)及び取付型搭載物の装着設備
 - 宇宙基地に補給を行い及び追加的に推力を提供するその他の飛行要素
 - これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素
- 5 合衆国政府は、NASAを通じて次のものを提供する。
 - 居住棟を含む宇宙基地の基盤要素
 - 利用要素として、実験棟(基本的な機能装備品を含む。)及び取付型搭載物の装着設備
 - 宇宙基地に補給を行うその他の飛行要素
 - これらの飛行要素に加えて、宇宙基地専用の地上要素